

令和2年9月16日発行

資産税課

土地担当 ☎229-3131

FAX 229-3331

家屋担当 ☎229-3132

久居分室 ☎255-8826

FAX 255-1998

# 固定資産税特集



## 固定資産税・都市計画税について



### 固定資産税・都市計画税とは

固定資産税は、毎年「賦課期日」である1月1日に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」という)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

また、都市計画税は、都市計画事業に要する費用の一部に充てるために設けられた目的税で、都市計画法による都市計画区域のうち市街化区域内の土地・家屋を所有している人に、固定資産税と合わせて課税されます。



### 納税義務者は誰?

固定資産税を納める人は、原則として毎年1月1日時点の固定資産の所有者です。

固定資産	納税義務者
土地・家屋	不動産登記簿に所有者として登記されている人または法人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人または法人

※未登記の土地・家屋は、土地・家屋補充課税台帳に所有者として登録されている人または法人



土地・家屋の一例



償却資産の一例



### 固定資産の登記名義人などが死亡・消滅しているときの届け出や手続き

固定資産の登記名義人などが賦課期日(1月1日)以前に死亡または消滅している場合、賦課期日において現に所有している者が納税義務者になります。

現に所有している者とは、一般的に死亡した人の相続人となります。しかし、死亡した人(消滅した法人)が生前に売買・贈与などで所有権を譲り渡している場合は、生前に所有権を取得した者となります。

#### 現所有者申告書

現に所有している者(相続人等)であることを知った場合は、現所有者申告書を提出する必要があります。相続人が2人以上いる場合は、代表者を決めた上で同申告書を提出してください。翌年度以降は代表者へ納税通知書を送付します。

※すでに所有権移転登記を済ました場合、年内に所有権移転登記をする場合は、この届け出は必要ありません。



#### 登記名義人および未登記家屋所有者の変更

遺産分割協議や遺言などにより、特定の相続人に所有権が移転した場合は、不動産登記簿の登記名義人を変更してください。

登記名義人の変更には、所有権移転登記が必要ですので、詳しくは津地方法務局(☎228-4191)にお問い合わせください。

未登記家屋の場合は、遺産分割協議書などを添付の上、変更届を資産税課へ提出してください。

